

No.	項目	分類1	分類2
Q1	就労証明書は自分で作成するものですか。	就労証明書	保護者
A1	勤務先が証明する書類なので、勤務先の人事、労務、事務担当者へ作成を依頼してください。		
Q2	会社から、就労証明書の本人の名前、住所を自分で書くよう指示されましたが差し支えないでしょうか。		
A2	一部、自分で作成しても構いませんが、作成後、勤務先の担当者に確認してもらい、他の項目を作成してもらってください。勤務先に無断で作成、改変を行うと刑法上の罪に問われる場合があります。		
Q3	本社が県外にあるのですが、就労証明書は本社で作成する必要がありますか。		
A3	所属先の支店・部署等で作成された証明書で構いません。ただし、会社として本社で発行手続きを集約している等の場合は、会社の方針にしたがって作成してもらってください。		
Q4	証明書の作成に時間を要したため、通園先に提出する期限を過ぎてしまっても大丈夫ですか。		
A4	通園先の保育施設へ確認してください。		
Q5	就労先が（子どもから見て）祖父母が経営する事業（農業、不動産業、食堂など）で、家族のため給料が出ていない場合、提出資料は何を用意すればいいですか。		
A5	就労先が法人化されていれば、就労証明書を提出してください。自営業の場合、事業主（祖父又は祖母）の青色申告書などの税申告書類で、家族従業者として名前が出ている書類を提出してください。家族従業者として名前が出てこなければ、事業主がその事業で収益を得ていることが分かる書類として、事業主の直近の確定申告書などを提出してください。		
Q6	4月に異動の予定があり、支店、営業所、店舗が変わる予定（提出時点で異動先未定）ですが、どのように記載したらいいですか。		
A6	現在の支店等の内容で記載いただき、異動先が決まったらその時点で再提出してください。		
Q7	4月から就労が決まっていますが、4月になるまで就労証明書を発行してもらえない場合はどうしたらよいですか。		
A7	内定通知など、就労が確認ができる書類を提出してください。その後、就労証明書が発行され次第、追加で提出をお願いします。なお、就労時間や勤務日数（休日日数）の記載がない場合、勤務先へ問い合わせることがあります。		
Q8	原則として国の標準様式を使用することとなったようですが、昨年度までの長岡市の様式で作成した場合は受け付けてもらえないのでしょうか。	就労証明書	事業者
A8	昨年度までの長岡市の様式で作成した場合も、正規の証明書として受け付けます。一方、国の標準様式からは保護者記載欄や、有期雇用の際の更新有無欄、入所が内定した場合の育児休業短縮可否欄が削除されており、国の標準様式で作成した場合であっても審査の過程でお問合せをすることがあります。		

No.	項目	分類1	分類2
Q9	就労証明書の雇用の期間について、終期には定年退職となる時期を記載するのでしょうか。	就労証明書	事業者
A9	定年退職の予定が当面先となる場合（ほとんどのケースが該当すると見込まれます。）は、無期にチェックを入れた上で終期を空欄のままにしてください。ただし、就学前に定年を迎える予定がある場合は、雇用期間の終期にその時期を記載してください。		
Q10	来年度から転園を希望していますが、申請書はどこへ提出すればいいですか。	その他	転園
A10	○現況届の場合 →在園中の園に提出してください。 ○新規認定の場合 →入園申込予定の園か、未定の場合は保育課へ提出してください。 ○入園申込書の場合 →転園を希望する園へ提出してください（現況・新規認定共通。）。	その他	転園